

被災事業者等販路開拓支援事業
公募要領

平成30年10月

中小企業庁

平成30年度予備費予算「被災事業者等販路開拓支援事業」に係る
事務局の公募要領

平成30年10月
経済産業省 中小企業庁

中小企業庁では、北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とし、地域産業資源に関連する事業者の販路の開拓や拡大、販売力の強化、消費者への認知拡大や商品力向上を目的とした販売会などの事業（以下「被災事業者等販路開拓支援事業」という。）を実施する委託先（以下「事務局」という。）を、以下の要領で公募します。

業務の目的、応募方法、その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりです。応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

「被災事業者等販路開拓支援事業」
事務局公募要領

I. 事業の目的

本事業は、平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象に、地域製品のPRや販路の拡大、また地域の情報発信を提供する機会を設けることで、被災地域の中小企業・小規模事業者の一日も早い復興を後押しする事を目的としています。

今回、当該目的を達成することのできる事務局を公募します。

II. 委託する業務の内容

委託する業務は、次のとおりです。

1. 販売会での出展支援

- (1) 百貨店・駅ナカ・駅ビルなどで販売会の場を提供し、地域製品の販路拡大を支援するとともに、参加事業者の販売力・販売スキル向上を支援します。販売会での出展支援については、原則として6箇所以上行うこととします。また1箇所当たり、最低10事業者の支援を行うこととします。支援対象とする事業者は、北海道に本社所在地のある事業者に限ります。
- (2) 販売会に出展する企業を広く募集するとともに、受付業務を行います。
- (3) 販売会等事業実施に係る施設との調整、会場設営・撤収、開催期間中の運営管理を実施します。また出展物搬出入の業務支援を行います。
- (4) 専門家が販売会前後に加え、期間中も適宜アドバイスを実施し、イベント経験が少ない事業者に対するフォローを実施することとします。また、震災復旧等で販売会に参加できない事業者には、販売代行及び商品PR等のフォローを行います。
- (5) 販売会等事業に関する広報・集客活動等を実施します。
- (6) 販売会の会場記録および実施報告書を作成します。また、販売会での販売実績等について事業者へのフィードバックを行うこととします。

2. 事業全体の進捗管理

- (1) 本事業の適切な執行体制を構築するとともに事業の進捗状況については月1回程度、中小企業庁に報告を行うこととします。

- (2) その他、本事業の実施については、必要に応じて中小企業庁と協議の上進めることとします。

Ⅲ. 応募資格及び要件

本公募に応募できるのは、次の要件を満たす法人とします。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ④ 常設の事務所を設け、中小企業庁及び経済産業局等との密接な連携がとれる体制を確保できること。
- ⑤ 中小企業庁にて開催される公募説明会及び審査委員会（プレゼンテーション審査）に参加することが可能であること。

<公募説明会>

日時：平成30年10月16日（火）11:00-12:00

場所：経済産業省別館10F 1031共用会議室

※審査委員会については11月上旬実施予定。

（詳細については公募説明会以降、説明会参加者にお伝えいたします）

- ⑥ 本事業に関する委託契約を中小企業庁との間で直接締結ができる機関であること。
- ⑦ 中小企業庁が提示した委託契約書に合意すること。
- ⑧ 別添2情報セキュリティに関する事項を遵守すること。
- ⑨ 公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切な者でないこと。

Ⅳ. 委託先の選定

1. 選定プロセス等

中小企業庁において、本公募に係る委託先の審査を行う審査委員会を開催し、以下の選定基準に基づき、委託先を決定いたします。

2. 選定方法

Ⅲ. の応募資格を満たす法人から提出された企画提案書等及び審査委員会における事業のプレゼンテーションについて、3. の選定基準に基づき審査を行い、相対的に評価した上で事務局を選定します。

なお、応募締切後に、必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施することがあります。また、その際、追加資料の提出を求める場合があります。

3. 選定基準

委託先の選定は、以下の選定基準に基づいて総合的に評価を行います。

- ① 提案の内容が施策の意図と合致しており、かつ、具体的に記載されているか。
- ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
- ③ 業務の実施方法、内容等が優れており、適切かつ効率的な実施が見込まれるか。
- ④ 委託業務に関する経験、ノウハウを有しているか。
- ⑤ 委託業務の実施に当たって入手される個人情報や企業情報等秘匿すべき情報の管理方法は適切か。
- ⑥ 実施体制は、委託業務を円滑に遂行するために十分なものとなっており、また、事務処理等の業務を一括集中して行う等の効率的なものとなっているか。

4. 採択数

1 機関とします。

V. 契約

1. 委託契約の締結

採択された法人と国との間で委託契約を締結します（採択決定後、契約条件の協議が整い次第、速やかに委託契約を締結します）。

なお、委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、国の承認を必要とし、委託業務の全部を第三者に再委託することは認めません。

2. 契約期間

契約書に定める事業開始日から平成31年3月29日（金）までとします。

3. 予算規模

委託業務の予算規模は170,000千円（一般管理費、消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

なお、採択決定後の契約金額は、各支出項目等について検証・審査を行った上で決定するため、必ずしも企画提案書の金額と一致するものではありません。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合があります。

4. 委託金の支払

原則として、委託業務完了後の精算払とします。

5. 委託金の確定方法

委託業務完了の日の翌日から30日以内又は平成31年4月10日までのいずれか早い日までに委託業務についての実績報告書を提出する必要があります。国はこれを受けて、委託先の主たる事務所等において検査を行い、支払うべき委託金の額を確定します。確定額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計額となります。このため、全ての支払にはその内容を明らかにした帳簿類及び金融機関の振込受領書等の証拠書類が必要となります。支払額及び内容について厳格に審査し、適切と認められない経費については、委託金の対象外となる可能性があります。厳格な経理処理が必要になることを前提として、応募してください。なお、委託金の対象となるのは、委託契約締結日以降に発生（発注）し、原則として、契約期間内に支払が完了している経費が対象となります。

6. 委託費の内容

委託業務の遂行に必要と認められる経費は別添1のとおりです。

7. 契約に当たっての注意事項

- ① 本事業により知り得た中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。
- ② 事務処理等実施機関が次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採択の取り消し、又は契約の解除ができるものとし、その場合には、機関名、理由等を公表する場合があります。
 - 一 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - 二 申請内容に虚偽があることが判明した場合
 - 三 国に虚偽の報告をしたことが判明した場合

- 四 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
- 五 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- 六 その他、本事業の委託先として不適格と認める場合

Ⅵ. 応募要領

1. 公募期間等スケジュール（予定）

- ①公募開始 平成30年10月11日（木）
- ②公募説明会 平成30年10月16日（火）
- ③公募締切 平成30年10月31日（水）17時必着
- ④審査委員会 平成30年11月1日（木）以降
- ⑤審査結果の連絡 平成30年11月7日（水）以降
- ⑥契約、事業開始予定 平成30年11月12日（月）以降

2. 提出書類

次の提出書類を一つの封筒等に入れ、提出期限までに中小企業庁（Ⅶ. 問合せ先参照）へ郵送又は持参してください。また、宛先面に「平成30年度被災事業者等販路開拓支援事業に係る企画提案書在中」と朱書きで記載してください。

提出書類は、日本語で作成の上、A4印刷で、複数枚にわたる様式ではページを打ち、左上をホッチキス等で1か所留めてください。提出書類に不備がある場合は、受理できません。

（提出書類と提出部数）

- ① 企画提案書（別紙、様式1～3）・・・正本1部＋写し5部
- ② 暴力団排除に関する誓約書（様式4）・・・正本1部
- ③ 定款（寄附行為）・・・6部
- ④ 過去2年間の貸借対照表、損益計算書（収支決算書）・・・各6部
- ⑤ パンフレットその他法人の概要が分かる資料・・・6部

※必要に応じて企画提案の内容が分かる書類（様式不問）を添付すること。

3. 審査結果の通知

採択された申請者については、中小企業庁のホームページで名称を公表するとともに、申請者に通知します。

Ⅶ. 問い合わせ先

経済産業省 中小企業庁 創業・新事業促進課

住所：〒100-8912 東京都千代田区1丁目3番1号

電話：03-3501-1767

担当：本間、小村、坂倉、兵江

VIII. 企画提案書提出に当たっての注意事項

- (1) 提出された書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- (2) 提出された企画提案書及び添付書類は返却しません。ただし、機密保持には、十分配慮します。なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となります。
- (3) 提出後の変更、取消しはできません。
- (4) 企画提案書の作成費用は委託費に含まれません。また、採択の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給しません。

(別添1)

平成30年度被災事業者等販路開拓支援事業の実施に関する経費支出基準

1. 被災事業者等販路開拓支援事業を実施するために必要な経費。

(1) 人件費

(2) 事業費

事務局運営管理費

- ① 専門家派遣に必要な謝金及び旅費
- ② 職員旅費
- ③ 通信運搬費
- ④ 備品リース料
- ⑤ 広報費
- ⑥ 消耗品費
- ⑦ 雑役務費
- ⑧ その他説明会等開催費

展示会出展事業（外注費）

- ① 展示会出展費（設計・設営費等）
- ② 展示会会場費
- ③ 展示会広報費（印刷・HP作成等）
- ④ 出展事業者旅費・通信運搬費等

2. 一般管理費（1. の10%以内）

3. 消費税及び地方消費税

上記経費の8%

(別添2)

情報セキュリティに関する事項

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、以下に記載する事項の遵守の方法について、担当職員に提示し了承を得た上で確認書(様式任意)として提出すること。また、契約期間中に、担当職員の要請により、確認書に記載した事項に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、担当職員と協議し対策を講じ、納入期限日までに確認書に記載した事項の全てを完了すること。
- 2) 受託者は、本事業に使用するソフトウェア、電子計算機等に係るセキュリティホール対策、不正プログラム対策、ファイル交換ソフト対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を作業担当者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、本作業終了後には、持ち込んだ機器から貸与した電子媒体の情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、本作業終了後には、複製した情報等が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本事業を終了又は契約解除する場合には、担当職員から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに担当職員に返却すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本事業に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

7) 受託者は、本事業の遂行において、当省の情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について担当職員と協議し実施すること。

8) 受託者は、経済産業省情報セキュリティポリシー（経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成24年9月19日改正）、経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成24年7月25日改正）、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成26年度版）」を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

9) 受託者は、経済産業省が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

10) 受託者は、ウェブサイト構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身が管理責任を有するサーバー等がある場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、既知の脆弱性検査、DOS検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

11) 受託者は、ウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する「安全なウェブサイトの作り方（改訂第6版）」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、構築又は改修したウェブアプリケーションのサービス開始前に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査を含むウェブアプリケーション診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

12) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、原則、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」（以下「政府ドメイン名」という。）を使用すること。なお、政府ドメイン名を使用しない場合には、第三者による悪用等を防止するため、業務完了後、一定期間ドメイン名の使用権を保持すること。

13) 受託者は、電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、なりすましの防止策を講ずること。

14) 受託者は、本作業を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保される措置を講ずること。